平成３０年（フ）第２０９２号
東京都足立区東和３丁目11－４
債務者　石川あゆみ
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２２号
横浜市都筑区茅ケ崎南５丁目10番２号
債務者　佐々木隼一郎
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０９３号
東京都練馬区早宮２丁目17―31―202
債務者　仲田　淳夫
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０９４号
東京都練馬区早宮２丁目17―31―202
債務者　仲田　恵美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３２号
横浜市栄区桂町26番地１　センチュリー本郷台203号
債務者　竹下　洋子
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４３３号
横浜市栄区桂町26番地１　センチュリー本郷台203号
債務者　竹下　貴志
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４３４号
横浜市栄区桂町26番地１　センチュリー本郷台203号
債務者　竹下　博道
1　決定年月日時　平成30年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３０６号
岐阜市正木南２丁目３番８―303号（グリーンハイツ鷺山）
破産者　Ｐｒｉｖａｔｅ　ｓａｌｏｎ　Ｍａｃｈｅｒｅ．こと　松岡　加純
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

破産手続終結

平成２９年（フ）第８２号
岐阜市蔵前７丁目５番13号
破産者　有限会社京彩
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第７３５号
川崎市川崎区大島５丁目５番８号　ローズガーデン　102
破産者　金子　久江
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７７２号
川崎市多摩区生田５丁目21番２号
破産者　橘　　文彦（旧姓山口）
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
福井県敦賀市若葉町１丁目101番地
破産者　稲葉佐登美
1　決定年月日　平成30年４月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１３５号
長野県安曇野市三郷明盛3351番地２、前住所　長野県安曇野市堀金烏川2146番地16
破産者　藤野　元輝
1　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
2　一般調査期日　平成30年７月２日午前10時
平成30年４月２日　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３３３１号
大阪市西区立売堀４丁目７番15号
破産者　ダイヤストン株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
2　一般調査期日　平成30年７月９日午後２時
平成30年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４００１号
大阪府大東市明美の里町15―10　ディアコート・ソレイユⅡ201号室、住民票上の住所大阪府四條畷市田原台３丁目９番４号
破産者　木田　智之
1　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
2　一般調査期日　平成30年６月７日午後２時30分
平成30年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２８号
仙台市太白区大野田字上古川31番地の15　グロリアーズ富沢101
破産者　袖澤　陽子（旧姓冨山）
1　破産債権の届出期間　平成30年５月２日まで
2　一般調査期日　平成30年５月25日午前10時
平成30年４月２日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５５３３号
大阪市西区南堀江２丁目３番18号901
破産者　ＲＥＮＡＴＵＳことＢｌｅｓｓ　ｓｃｈｏｏｌこと　吉村　千恵（旧姓辻本）
1　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
2　一般調査期日　平成30年６月25日午後２時
平成30年４月３日
大阪地方裁判所第６民事部